

平成19年 5月11日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 熊 谷 浩 二  
コ ー ド 番 号 3 8 0 2 札 証 ア ン ビ シ ャ ス  
本 社 所 在 地 札 幌 市 東 区 北 六 条 東 二 丁 目 3 番 1 号  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 部 長 山 鹿 時 子  
電 話 番 号 011-742-6006  
( U R L <http://www.ecomic.jp/>)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年 5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成19年 6月27日開催予定の第10期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業目的の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目 的）につきまして追加、変更するものであります。
- (2) 取締役の解任について、中長期的視野に基づく経営の安定性を確保するため、会社法施行後も会社法施行前と同様の定足数及び決議要件とする規定を変更案第20条（取締役の解任）に新設するものであります。
- (3) 取締役及び監査役、社外取締役並びに社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第426条の定める責任免除制度及び同法第427条に基づき責任限定契約を可能とする規定を変更案第30条（取締役の責任免除）及び変更案第35条（監査役の責任免除）に新設するものであります。なお、変更案第30条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記（1）から（3）の変更の他、定款上で使用する用語及び構成の整理ならびに一部字句の修正を行うものであります。
- (5) 上記（1）及び（3）の追加に伴う条数等の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙とおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年 6月27日	水曜日
定款変更の効力発生日	平成19年 6月27日	水曜日

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社エコミックと称し、 英文では、E C O M I C C O . , L T D と 表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的と する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給与計算並びに会計帳簿の記帳代行 受託業務</li> <li>2. 電算機による計算並びに資料作成業 務の受託業務</li> <li>3. 労務管理及び企業経営に関するコン サルティング業務</li> <li>4. 商品の共同仕入及び配達に関する業 務</li> <li>5. コンピューター及び周辺機器の販売</li> <li>6. コンピューターのソフトウェアの開 発・販売</li> <li>7. 書籍、印刷物の企画、製作及び出版 並びに販売</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>8.</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を札幌市に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的と する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給与計算並びに会計帳簿の記帳代行 受託業務</li> <li>2. 電算機による計算並びに資料作成業 務の受託業務</li> <li>3. 労務管理、<u>企業経営、システムの企 画等の立案</u>に関するコンサルティン グ業務</li> <li>4. 商品の共同仕入及び配達に関する業 務</li> <li>5. コンピューター及び周辺機器の販売</li> <li>6. コンピューターのソフトウェアの開 発・販売</li> <li>7. 書籍、印刷物の企画、製作及び出版 並びに販売</li> <li><u>8. 広告宣伝に関する代理業</u></li> </ol> <p><u>9.</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000 株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議を<u>もって</u>、自己株式を取得することが<u>出来る</u>。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成<u>ならび</u>に備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、<u>及</u>び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議に<u>よって</u>、自己株式を取得することが<u>できる</u>。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成<u>並び</u>に備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に<u>これ</u>を招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類および連結計算書類</u>に記載<u>または</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある</u>ときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類及び連結計算書類</u>に記載<u>又は</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合において、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の解任)</p> <p>第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(第24条から移行)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(第27条へ移行)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 監査役は株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員 数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、<u>監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額を限度とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当金)</p> <p>第34条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し金銭よる剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることが出来る。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による</u>剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることが出来る。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間等)</p> <p>第39条 （現行どおり）</p>